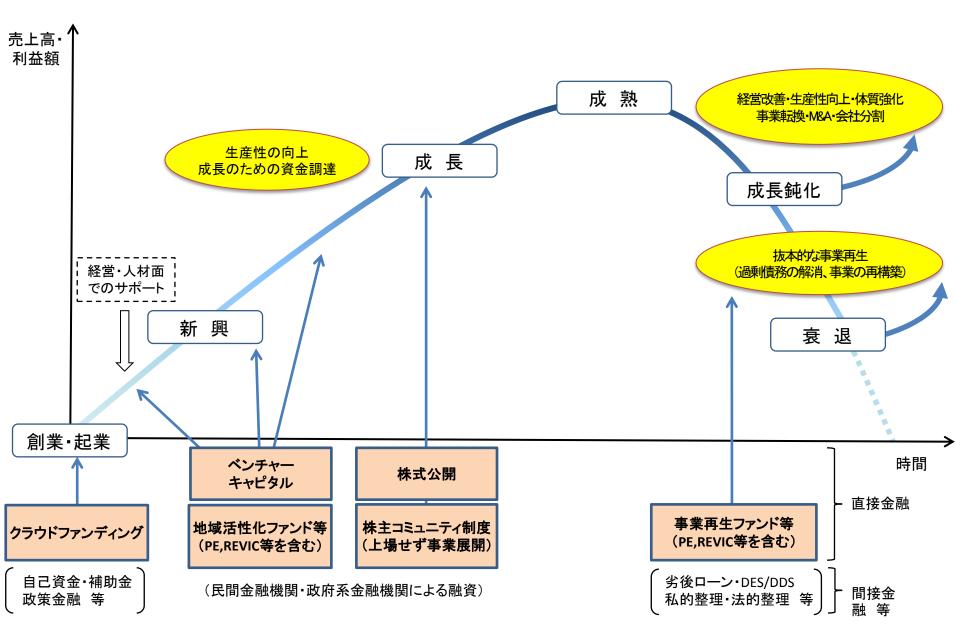
地域における成長マネー供給の仕組み (投資型クラウドファンディングに係る制度整備等)

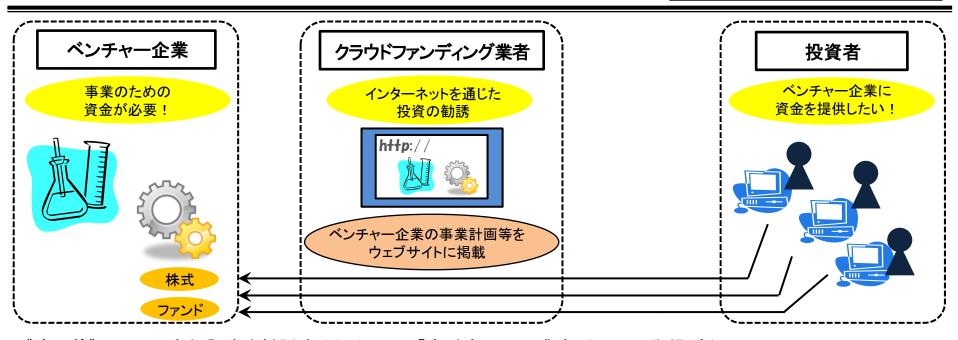
平成28年5月金融庁

1. 総 論(企業のライフステージに応じた多様な成長マネーの供給)



2. 投資型クラウドファンディングに係る制度整備

平成26年金商法改正、平成27年5月施行



《改正前》

- 有価証券を勧誘するためには、「金融商品取引業者」としての登録が必要。 (「株式」の勧誘:第一種金融商品取引業者 ~兼業規制あり、最低資本金5,000万円) (「ファンド」の勧誘:第二種金融商品取引業者 ~兼業規制なし、最低資本金1,000万円)
- 非上場株式の勧誘は、日本証券業協会の自主規制で原則禁止。

《改正後》

参入要件の緩和等

投資者保護のための ルールの整備

- 少額(注1)のもののみを扱う業者について、兼業規制等を課さないこととするとともに、 登録に必要な最低資本金基準(注2)を引下げ。(第29条の4の2、政令)
- 非上場株式の勧誘を、少額(注1)のクラウドファンディングに限って解禁。(自主規制規則)
- 詐欺的な行為に悪用されることが無いよう、クラウドファンディング業者に対して、「ネットを通じた適切な情報提供」や「ベンチャー企業の事業内容のチェック」を義務付け。 (第29条の4 登録の拒否、第35条の3 業務管理体制の整備、第43条の5)
- (注1) 発行総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下
- (注2) 第一種金融商品取引業者:(改正前)5,000万円 ⇒ 1,000万円。第二種金融商品取引業者:(改正前)1,000万円 ⇒ 500万円。

3. 地域の成長マネー供給促進フォーラムについて

1. 趣 旨

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、地元ベンチャー企業の経営者やベンチャーキャピタル、上場を果たした地元企業、証券取引所、地元証券会社、地域金融機関、行政当局など地元の資本市場を巡る関係者が一堂に会し、各地域の資本市場をめぐる現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、地域への成長マネー供給に係る取組事例の紹介・共有等を図る。

2. 開催実績等

- これまで、福岡(平成27年6月23日)、大阪(同6月26日)、仙台(同12月9日)、名古屋(平成28年2月12日)で開催。
- 参加メンバーは、地元ベンチャー企業等の経営者やベンチャーキャピタル、証券取引所、日本証券業協会、証券会社、地域金融機関、政府系金融機関、行政当局等であり、各回とも総勢60~90名程度が参加。

(注)「ふるさと投資」連絡会議、経済産業省、復興庁(仙台開催のみ)とも連携。

【議事】

議題1:地元経済界から見た地域の資本市場

- (1)企業の成長フェーズに応じた資金調達に係る事例や課題
 - プレゼンテーション(地元ベンチャー企業やクラウドファンディング活用の事例等)
 - 一 討議
- (2)地域のベンチャー企業等に対する成長マネー供給
 - プレゼンテーション(ベンチャーキャピタル・地域金融機関の取り組み等)
 - 計議

議題2:成長マネー供給に向けた施策

- プレゼンテーション(投資型クラウドファンディング・株主コミュニティ制度等)
- 一 討議

4. 投資型クラウドファンディング(ファンド型)に関する取扱い状況について

〇 ファンドの新規募集状況

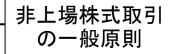
平成27年5月29日~9月30日	2.6億円(41本)
平成27年10月1日~12月31日	3.2億円(51本)
平成28年1月1日~3月31日	1.3億円(27本)

(注)改正金商法施行後、各期間中に募集を開始したファンドの出資金の目標 募集額総額。

〇 ファンドの組成残高

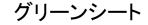
平成27年9月末	21.5億円(215本)
平成27年12月末	22.7億円(231本)
平成28年3月末	25.5億円(269本)

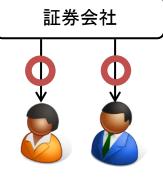
- (注)改正金商法施行前に募集を開始したものを含んだ、各末日時点における 事業運営中のファンドの出資額の総額。
- ※ いずれも、一般社団法人第二種金融商品取引業協会公表資料より抜粋。





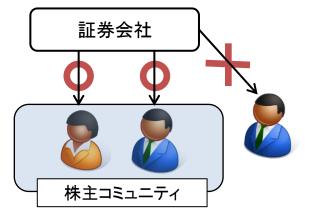
- ・ 投資勧誘は原則禁止。
- インサイダー取引規制の適用対象外。





- 投資家の範囲を限らず、 投資勧誘が可能。
- インサイダー取引規制の 適用対象。
- 開示義務(自主規制)の 適用対象
- ⇒ <u>非上場企業にとって大きな</u> 負担。

株主コミュニティ制度



株主コミュニティ内に限って、 投資勧誘が可能。

(株主コミュニティ参加の勧誘は不可能)

- 応援したい企業の株式の長期保有を 想定。
- インサイダー取引規制は<u>適用対象外</u>。
- ・ 開示義務(自主規制)の軽減
- ⇒非上場企業の負担を軽減。

6. 株主コミュニティ銘柄の指定状況

今村証券㈱(石川県金沢市)

2015年8月28日「運営会員」に指定 (第1号)

株主コミュニティを組成している銘柄 (11銘柄)

- •北陸鉄道
- •富山地方鉄道
- •金沢名鉄丸越百貨店
- •北陸放送
- •廣貫堂
- •北日本放送
- YKK
- ·立山黒部貫光
- •福邦銀行
- •福井鉄道
- ・ホクコン

島大証券㈱(富山県富山市)

2015年10月26日「運営会員」に指定(第2号)

株主コミュニティを組成している銘柄 (5銘柄)

- •富山地方鉄道
- •立山黒部貫光
- YKK
- •北日本放送
- •廣貫堂